



2022年2月25日

各位

会社名 株式会社スポーツフィールド  
代表者名 代表取締役 篠崎 克志  
(コード：7080 東証マザーズ)  
問合せ先 執行役員 亀田 高一郎  
(TEL. 03-5225-1481)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年2月25日開催の取締役会において、下記のとおり2022年3月24日開催予定の第12期定時株主総会に定款の一部変更に係る議案を付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

#### 1. 定款の変更の理由

(1) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ① 株主総会参考資料等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第16条)は、電子提供制度においては不要となるため、これを削除するものであります。
- ② 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ③ 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

(2) 株主総会の円滑な運営を行うため、現行定款第17条(決議の方法)、第20条(取締役の選任)及び第31条(監査役の選任)について、株主総会における特別決議及び役員選任決議の定足数を、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上とする旨を規定するものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<u>(株主総会参考資料等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	< 削 除 >

<p style="text-align: center;">&lt;新 設&gt;</p>	<p style="text-align: center;">(電子提供措置等)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2. <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
<p>(決議の方法)</p> <p>第17条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">&lt;新 設&gt;</p>	<p>(決議の方法)</p> <p>第17条 (現行どおり)</p> <p>2. <u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p>
<p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 <u>取締役は、株主総会において選任する。</u></p> <p>2. (条文省略)</p>	<p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 <u>当社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</u></p> <p>2. (現行どおり)</p>
<p>(監査役の選任)</p> <p>第31条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u></p>	<p>(監査役の選任)</p> <p>第31条 <u>当社の監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</u></p>
<p style="text-align: center;">&lt;新 設&gt;</p>	<p style="text-align: center;">(附則)</p> <p>1. <u>現行定款第16条(株主総会参考資料等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更定款第16条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生じるものとする。</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、2023年2月末までの日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第16条はなお効力を有する。</u></p> <p>3. <u>本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日の</u></p>

いずれか遅い日後にこれを削除する。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2022年3月24日(予定)
定款変更の効力発生日	2022年3月24日(予定)

以上